令和８年４月
国　　税　　庁

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」等の一部改正について（法令解釈通達）の概要

関税定率法等の一部を改正する法律（令和８年法律第５号）等により租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）等の一部が改正されたことから、所要の規定の整備を図るものです。